

静岡県は8月30日、記者会見を行い、中部電力浜岡原子力発電所の再稼働の是非を問う県民投票条例案（静岡条例案）に対し、法制度上の主な問題点とする見解を示しました。

翌31日の各紙が、「条例案には法的な不備があり、県議会で可決しても執行できない」と大きく報じており、県民投票は実施できないのではないかとのご心配の声も、当会に寄せられています。

結論から申しますと、このようなご心配はまったく無用であると、当会は考えております。

新聞報道によれば、条例案は「知事は、その権限に属する事務を県の選管に委任する」と定めるものの、県民投票の投開票事務は、地方自治法に基づく市町への事務委託によらなければ実施が困難であって、投開票事務を条例で知事から県の選管に委任することでは実施できない、との指摘があったとのこと。

しかし、条例案は、県から市町に対する事務委託の必要性を当然の前提にしているところ、その根拠は、地方自治法第252条の14（252条の2準用）等に具体的な規定があるので、条例案に定める必要はありません。また、条例案は地方自治法の適用を除外するものでもありません。地方自治法の規定に従って、粛々と手続きを進めればよいわけです。

したがって、条例案に法的な不備はありません。県は条例が制定されたのちに、県内市町と真摯に協議し、法の定めに従って、必要な事務を遅滞なく進めていくべきであると考えます。同時に、必要な規則を定め、事務連絡等を行えばいいのです。

当会は、都道府県レベルの住民投票に関して、都道府県は市町村に対して投票事務を委託するという方法でしかその実施が担保できないことに、これまで大いに問題意識を持ってきました。

昨年秋、東京都民投票条例（案）の条文づくりを始めた頃、当会の賛同人である法律実務家、研究者でこの問題について議論を重ねています。

地方分権社会となり、都と市町村が対等関係にあるとされます。そうになると、都から市町村に対する事務委託では、市町村に都民投票の事務を行わせるのは難しいのではないかと、そうになると、政治的な思惑も絡んで、都民投票が行われない市町村が出てくるのではないかと、という問題意識が共有されていたのです。

この問題が全国で初めて争点になったのは、静岡空港建設の是非を問う住民投票条例案の審議（2001年）でした。当時、協力しない姿勢を示す市町村、実施することに消極的な市町村が

現に存在していました。その後、都道府県レベルの住民投票における都道府県と市町村との関係につき、事務委託という手続き以上の、法的な改善はなされていません。十分な議論が積み重ねられていえる状況では決してありません。

したがって、このような状況の中で、都民投票の事務手続きはどうあるべきか、どうすればいいのか、議論は残りました。しかし、都と市町村との関係を調整するのは、本来的に法律マター（地方自治法）であって、その法的改善がなされていないなか、都民投票条例一本で辻褃を合わせようとするのは、もともと無理な話でもあります。

議論の末、条例案には地方自治法が規定する内容以上の定めを置かないこととしました。

石原知事はこの点に関し、「条例案に法的な不備があり、都議会で可決しても執行できない」などという反対意見は付していません。事務委託を行うための、市町村との協議の期間が限られていること（条例の施行から 90 日以内に投票期日を迎えるので、かなり早い段階で委託の協議を完了させなければなりません）に対し、期間が十分でないとの意見が付いた次第です。

条例制定の直接請求という手続きによるかどうかを問わず、都道府県レベルの住民投票で、都道府県と市町村との事務処理関係が常に問題となりうること自体、住民自治の健全な発展を阻害していると、当会は考えます。

したがって、全国知事会でもかつて問題提起がされていたように、都道府県レベルの住民投票で、都道府県と市町村との事務処理関係を明確にするための地方自治法の改正を、速やかに行うことを国に要望します。

以 上